

教育ニ関スル勅語(原文)

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

<ふりがな付き>

朕(ちん)惟フニ(おもうに)、我カ(わが)皇祖皇宗(こうそ こうそう)國ヲ(くにを)肇ムルコト(はじむること)宏遠ニ(こうえんに)、德ヲ樹ツルコト(たつること)深厚ナリ(しんこうなり)。我カ(わが)臣民(しんみん)克ク(よく)忠ニ(ちゅうに)、克ク(よく)孝ニ(こうに)、億兆(おくちょう)心ヲ一ニシテ(しんをいつにして)、世世(よよ)厥ノ(その)美ヲ(びを)濟セルハ(なせるは)、此レ(これ)我カ國體(こくたい)ノ精華ニシテ、教育ノ淵源(えんげん)亦(また)實ニ(じつに)此ニ(ここに)存ス(ぞんす)。爾(なんじ)臣民(しんみん)父母ニ孝ニ(ふぼに こうに)、兄弟ニ友ニ(けいていに ゆうに)、夫婦相和シ(ふうふ あいわし)、朋友相信シ(ほうゆう あいしんじ)、恭儉(きょうけん)己(おの)レヲ持(じ)シ、博愛(はくあい)衆(しゅう)ニ及(およ)ホシ、學(がく)ヲ修(おさ)メ業(しゅう)ヲ習(なら)ヒ、以(もつ)テ智能(ちのう)ヲ啓發(けいはつ)シ、德器(とつき)ヲ成就(じょうじゅ)シ、進(すすん)テ公益(こうえき)ヲ廣(ひろ)メ、世務(せむ/せいむ)ヲ開(ひら)キ、常(つね)ニ國憲(こっけん)ヲ重(じゅう)シ、國法(こくほう)ニ遵(したが)ヒ、一旦緩急(いったんかんきゅう)アレハ義勇公(ぎゆうこう)ニ奉(ほう)シ、以(もつ)テ天壤無窮(てんじょうむきゅう)ノ皇運(こううん)ヲ扶翼(ふよく)スヘシ。是ノ如キハ(このごときは)獨リ(ひとり)朕(ちん)カ忠良(ちゅうりょう)ノ臣民(しんみん)タルノミナラス、又(また)以テ(もつ)テ爾(なんじ)祖先(そせん)ノ遺風(いふう)ヲ顯彰(けんしょう)スルニ足ラン。斯(この)ノ(この)道ハ、實ニ(じつに)我カ皇祖皇宗ノ遺訓(いくん)ニシテ、子孫臣民ノ俱ニ(ともに)遵守スヘキ(じゅんしゅすべき)所(ところ)、之ヲ古今ニ通シテ謬(あやま)ラス、之

ヲ中外ニ施シテ悖ラス(もとらず)、朕、爾臣民ト俱ニ拳々服膺(けんけんふくよう)シテ咸(みな)其徳ヲ(そのとくを)一ニセンコトヲ庶幾フ(こいねがう)。

<現代語訳>

私は、私達の祖先が、遠い昔遠大な理想のもとに、道義国家の実現をめざして、日本の国をおはじめになり、そしてまた、国民は忠孝両全の道を完うして、全国民が心を合わせて努力した結果、今日に至るまで、美事な成果をあげて参まいりましたことは、もとより日本の優れた国柄の賜物でありまして、教育の根本もまたここに基もとづくものと思えます。

国民の皆さんは、子は親に孝養をつくし、兄弟姉妹は互いに力を合わせて助け合い、夫婦は仲むつまじく解け合い、友人は胸襟を開いて信じあい、そして自分の言動をつつしみ、すべての人々に愛の手をさしのべ、学問を怠おこたらず、職業に専念し、知識を養い、人格をみがき、さらに進んで、社会公共のために貢献し、また法律や、秩序を守ることは勿論のこと、非常事態の発生の場合は、真心を捧ささげて、国の平和と、安全に奉仕しなければなりません。そして、これらのことは、善良な国民としての当然のつとめであるばかりでなく、また、私達の祖先が、今日まで身をもって示し残された伝統的美風を、更にいっそう明らかにすることでもあります。

このような国民の歩あゆむべき道は、祖先の教訓きょうくんとして、私達子孫の守らなければならないところであると共に、このおしえは、昔も今も変わらぬ正しい道であり、また日本ばかりでなく、外国で行っても、まちがいのない道でありますから、私もまた国民の皆さんとともに、父祖の教えを胸に抱いだいて、立派な日本人となるように、心から念願するものであります。